

東京医科歯科大学学部教育におけるGPA制度 取り扱いに関する要項

平成28年3月31日
制 定

(目的)

第1条 東京医科歯科大学の学部教育におけるGPA (Grade Point Average) 制度の運用については、東京医科歯科大学全学共通科目履修規則 (平成16年制定)、東京医科歯科大学医学部医学科専門科目履修内規 (平成23年制定)、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科履修内規 (平成23年制定)、東京医科歯科大学歯学部歯学科専門科目履修内規 (平成23年制定)、東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科専門科目履修内規 (平成23年制定) に定めるほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、GPAとは、個々の学生の学習到達度をはかる数値で、履修登録した科目毎の評価 (A⁺, A, B, C, D, F) を4から0までの点数に置き換えて単位数を掛け、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均点とする。

2 GPA対象授業科目は、次の各号を除く授業科目とする。

- (1) A⁺, A, B, C, D, Fによる学習の評価を行わない科目
- (2) 他大学等で単位を修得し、本学として学習の評価を行わず「認定」とした科目
- (3) 卒業要件に含まない科目のうち学生が申請して学科等が認めた科目 (成績表ではGPA除外科目として明示される)
- (4) GPAへの算入が適当でないと学科等が認めた科目 (シラバスおよび成績表ではGPA除外科目として明示される)

(学習の評価及びGP)

第3条 学習の評価及びGrade Point (GP) は、次のとおりとする。

評価	GP	評価基準
A ⁺	4.0	当該科目の到達目標を期待された水準を超えて達成した
A	3.5	当該科目の到達目標を全て達成した
B	3.0	当該科目の到達目標を概ね達成した
C	2.0	当該科目の到達目標のうち最低限を達成した
D	1.0	当該科目の到達目標を達成していない
F	0.0	到達目標の達成度を評価できない

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学年に履修した第2条第2項に定めるGPA対象授業科目について

て、「当該年度のGPA」、「累積GPA」に区分し、各区分は次に定める方法により計算するものとする。

＊ GPAの計算式

$$\text{当該年度の GPA} = \frac{(4 \times A^+ \text{取得単位数} + 3.5 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 1 \times D \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{当該年度の総履修登録単位数}}$$

$$\text{累積 GPA} = \frac{(4 \times A^+ \text{取得単位数} + 3.5 \times A \text{取得単位数} + 3 \times B \text{取得単位数} + 2 \times C \text{取得単位数} + 1 \times D \text{取得単位数} + 0 \times F \text{取得単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

- 2 前項の計算式において、総履修登録単位数には不可となった科目の単位を含むが、履修取消とした科目の単位は含まない。
- 3 計算値は四捨五入して小数第2位まで求めるものとする。

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学年ごとに所定の期日までに確定した成績に基づいて行う。

(成績証明書への記載)

第6条 成績証明書への記載は、累積GPAを使用する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、GPA制度の実施に関して必要な事項は、各学科等において、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
平成27年度以前入学者についても、GPAを計算する場合は、秀をA⁺、優をA、良をB、可をC、不可をD、評価なしをFとみなし、適用する。

附 則 (平成30年9月6日制定)

この要項は、平成30年9月6日から施行し、平成30年4月1日から適用する。